

岐阜県看護教員養成講習会受講促進事業費補助金交付要綱

令和5年5月30日制定

(総則)

第1条 県は、県内における看護教員の確保並びに看護教育の充実及び向上を図るため、県内の看護師等学校養成所及び病院（以下「看護師等学校養成所等」という。）の長が、専任教員になるために必要な研修を当該看護師等学校養成所等の教員、保健師、助産師又は看護師に受講させる際に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 看護師等学校養成所 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第20条第2号の都道府県知事の指定した助産師養成所、同法第21条第3号の都道府県知事の指定した看護師養成所及び同法第22条第2号の都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。
- (2) 病院 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項の病院をいう。
- (3) 看護教員養成講習会 平成22年4月5日付け医政発0405第3号厚生労働省医政局長通知の別添一「専任教員養成講習会実施要領」に基づいて厚生労働大臣が認定した専任教員養成講習会（講習会開催期間が2年間の講習会を含む。）をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、県内の看護師等学校養成所等（この補助金の交付を受けて受講する看護教員養成講習会の受講者が就労するものに限る。）であって、当該看護師等学校養成所等の専任教員の数が保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）第3条第4号、第4条第1項第4号若しくは第2項第4号又は第5条第4号に定める基準を満たしていないものの長その他知事が適当と認める者とする。

(欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、

- 個人にあつてはその者及びその使用人をいう。以下同じ。)が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体(以下この条において「法人等」という。)
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
 - (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)を利用している個人又は法人等
 - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
 - (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
 - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、看護教員養成講習会の受講者に代わり、当該講習会の受講に要する経費を負担する事業とする。

(補助対象経費等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、基準額、補助率及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定をする場合に付ける条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分を変更する場合(20%未満の変更を除く。)は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業の内容の変更をする場合(20%未満の減額を除く。)は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (4) 補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨を知事に報告し、その指示を受けること。
- (5) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。)後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (6) 補助対象事業の完了後に、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の申告により補助金に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、別記第2号様式により速やか

に知事に報告すること。この場合において、補助金に係る仕入控除税額があることが確定したときは、当該仕入控除税額に相当する額を県に納付すること。

- 2 前項第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 前項第1号の承認 事業経費配分変更承認申請書（別記第3号様式）
 - (2) 前項第2号の承認 事業内容変更承認申請書（別記第4号様式）
 - (3) 前項第3号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第5号様式）

（申請の取下げ）

第9条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、補助金の交付の決定の日から10日を経過する日とする。

（実績報告）

- 第10条 実績報告書の様式は、別記第6号様式のとおりとする。
- 2 実績報告書には、別記第6号様式において定める書類を添付しなければならない。
 - 3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該完了の日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。

（補助金の交付時期等）

- 第11条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が事業の遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができる。
- 2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第7号様式による補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

（暴力団の排除）

- 第12条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第4条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。
- 2 知事は、規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第4条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付の決定を取り消すものとする。
 - 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条第1項の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

（財産の処分制限）

- 第13条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に規定する期間を経過した場合は、この限りでない。
- (1) 不動産及びその従物
 - (2) 単価30万円以上の機械及び器具
 - (3) その他知事が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの
- 2 知事は、補助事業者が知事の承認を受けて前項に規定する財産を処分することにより収入があった場合は、その収入額の全部又は一部を県に納付させることができる。

(書類、帳簿等の保存期間)

第14条 規則第22条の知事の定める期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間(補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける日が5年を超える場合にあつては、当該期間の末日の属する年度の末日まで)とする。

附 則

この要綱は、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第6条関係）

補助対象経費	基準額	補助率	補助金の額
看護教員養成講習会の受講に要する次に掲げる経費 入学金 授業料 実習費 教材費	看護教員養成講習会の受講者1人当たり 500千円	10分の10	総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額（算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）と基準額とを比較していずれか少ない方の額
看護教員養成講習会の受講に要する交通費（宿泊費を除く。）	看護教員養成講習会の受講者1人当たり 140千円	2分の1	総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額（算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）と基準額とを比較していずれか少ない方の額

別記

第1号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

法人名及び病院等の名称

代表者氏名（設置者）

年度岐阜県看護教員養成講習会受講促進事業費補助金交付申請書

標記について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助申請額 金 _____ 円
- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書（別紙1の（1））
 - (2) 所要額調書（別紙1の（2））
 - (3) 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
 - (4) 看護教員養成講習会の受講内容が確認できるもの（受講決定通知書の写し等）
 - (5) 養成所又は病院の専任教員数が確認できるもの
 - (6) 受講者の就労証明書（又は見込書）
 - (7) その他参考となる書類（該当がある場合のみ添付）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

法人名及び病院等の名称

代表者氏名（設置者）

年度消費税等税仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった岐阜県看護教員養成講習会受講促進事業費補助金について、下記のとおり報告します。

記

- 1 岐阜県補助金等交付規則第14条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税等の申告により確定した消費税等に係る仕入控除税額（補助金返還額相当額）

金 円

注：参考となる資料（2の金額の積算の内訳等）を添付すること。

第3号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

法人名及び病院等の名称

代表者氏名（設置者）

事業経費配分変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった岐阜県看護
教員養成講習会受講促進事業費補助金について、下記のとおり事業の経費の配分を
変更したいので承認されるよう申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

第4号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

法人名及び病院等の名称

代表者氏名（設置者）

事業内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった岐阜県看護
教員養成講習会受講促進事業費補助金について、下記のとおり事業の内容を変更し
たいので承認されるよう申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

法人名及び病院等の名称

代表者氏名（設置者）

事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった岐阜県看護
教員養成講習会受講促進事業費補助金について、下記の理由により事業を中止
（廃止）したいので承認されるよう申請します。

記

中止（廃止）の理由

岐阜県知事 様

住 所

法人名及び病院等の名称

代表者氏名（設置者）

年度岐阜県看護教員養成講習会受講促進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金に係る
事業が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 補助金精算額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業実績報告書（別紙2の（1））
- (2) 所要額精算書（別紙2の（2））
- (3) 歳入歳出決算（見込）書の抄本
- (4) 補助対象経費の支払が確認できるもの
- (5) 看護教員養成講習会の修了証の写し（講習会の期間が2年間の場合は、事業年度に受講したことが確認できるもの）
- (6) 養成所又は病院の専任教員数が確認できるもの
- (7) その他参考となる書類（該当がある場合のみ添付）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

法人名及び病院等の名称

代表者氏名（設置者）

年度岐阜県看護教員養成講習会受講促進事業費補助金（概算払）交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定（交付決定）のあった標記補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額	金	円
1 確定補助金額（交付決定額）	金	円
2 既受領済額	金	円
3 今回請求額	金	円
4 残額	金	円

【振込先】

金融機関本（支）店名

口座名義人（フリガナ）

普通・当座預金の別

口座番号